

臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金の申請は1月27日(火)まで

臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の申請期限は1月27日④です。受給資格があっても申請がない場合は支給されません。申請が済んでいない人は早めに手続きしてください(対象と思われる人には案内を送付しています)。

申請手続き

申請期間 1月27日④まで(消印有効)

※受け付け9時～16時。土・日曜、祝日を除く。

受付場所 〒857-0042 高砂町5番1号

中央保健福祉センター 8階

佐世保市臨時福祉給付金事務局

郵送による受け付け

申請書に記入の上、必要書類を添付して申し込んでください。案内に同封している返信用封筒をご利用ください。

臨時福祉給付金

対象者 平成26年1月1日時点で本市に住民票があり、平成26年度分の市民税が課税されない人

※被保護者や課税者に扶養されている人を除く。

支給額 対象者1人に付き1万円(1回だけ)

※高齢基礎年金、児童扶養手当などの受給者には5,000円を加算(上限5,000円)。

子育て世帯臨時特例給付金

対象者 平成26年1月1日時点で本市に住民票があり、以下の要件の両方を満たす人

- ①平成26年1月分の児童手当・特例給付の受給者
- ②平成25年中の所得が児童手当の所得制限に満たない人

支給額 対象児童1人につき1万円(1回だけ)

④臨時福祉給付金コールセンター ☎25-9711

市税の納期限を守りましょう

市税はさまざまな行政サービスを行うための費用を、皆さんの所得や資産に応じて公平に負担していただいているものです。納期限までに納付しないこと(滞納)は、納期限内に納付している多くの納税者の皆さんとの公平性を欠くだけでなく、行政サービスに必要な財源が確保できず、サービスの低下にもつながります。そのため、市では法律に基づき、納税資金のある滞納者に対して「滞納処分(差し押さえ)」を実施しています。今後も、税負担の公平性確保と行政サービス充実のため、滞納整理に取り組んでいきますので、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

市税の滞納処分状況など

	23年度	24年度	25年度
預貯金・給与等	2,628件	2,537件	2,528件
不動産	258件	166件	184件
その他	2件	4件	6件
合計	2,888件	2,707件	2,718件

市税の滞納額と徴収率の状況

	23年度	24年度	25年度
滞納額	23億円	20.43億円	17.38億円
徴収率	92.77%	93.33%	94.30%

納期限内に納税できない場合、事情によっては納税の猶予制度の適用を受けられることがあります。督促状を放置したり、催促を無視したりしても何の解決にもなりません。ぜひ一度ご相談ください。

④納税課(国保税の相談は保険料課へ) ☎24-1111

市立総合病院職員採用試験の実施

試験日 2月8日⑥

試験会場 市立総合病院

受付期間 1月5日⑥～30日⑥

試験案内、申込書の配布場所

総合病院総務課、市役所本庁舎玄関案内・職員課(6階)、中央保健福祉センター玄関案内、各支所、宇久行政センター

※申込書は総合病院や市ホームページからもダウンロードできます。

試験職種	採用予定人員	受験資格
看護師 助産師	10人程度	次の要件のいずれかを満たす人 ●昭和49年4月2日以降に生まれ、看護師、助産師の免許を持つ人か、平成27年5月までに免許取得見込みの人 ●助産師または看護師の免許を持ち、助産師、看護師または准看護師として10年以上の勤務経験がある人
宇久診療所看護師	若干名	昭和44年4月2日以降に生まれ、看護師の免許を持ち、看護師または准看護師として3年以上の勤務経験がある人
薬剤師	2人	次の要件のいずれかを満たす人 ●昭和54年4月2日以降に生まれ、薬剤師の免許を持つ人か、来年5月までに免許取得見込みの人 ●昭和44年4月2日以降に生まれ、薬剤師の免許を持ち、病院で薬剤師として実務経験が5年以上ある人

⑥総合病院総務課 ☎24-1515

自主防災組織リーダーの皆さん 風水害想定図上演習訓練を開催します

「長崎防災ネットワーク」との共催で、風水害を想定した図上演習訓練を実施します(平成26年度佐世保市提案公募型協働事業)。この訓練は参加者に災害時の対応や避難場所・経路などについての理解を深めてもらうとともに、簡易地図を使った訓練の手法を身に付けてもらうことで、地域でも自分たちで図上演習訓練を企画・実施できるようにするためのものです。どうぞご参加ください。

日時 1月17日④13時30分～16時

場所 清水地区公民館(保立町)

対象 自主防災組織のリーダーなど

料金 無料

定員 先着150人

申し込み 電話で防災危機管理局へ

※1町内から複数人の参加もできます。

※公共交通機関をご利用ください。自家用車の場合は乗り合わせてご来場ください。

④防災危機管理局 ☎23-9258

1月26日は「文化財防火デー」



文化財防火デーは昭和24年1月26日に法隆寺(奈良県斑鳩町)の金堂壁画が火災で焼失したことをきっかけに制定されました。この日は全国的に文化財防火運動が実施されており、本市では消防署・消防団合同による消防訓練を行っています。

本市には国の重要文化財「黒島天主堂(写真)」「旧佐世保無線電信所(針尾送信所)」や県指定重要文化財「楠本端山旧宅」「旧松浦炭鉱事務所」、市の重要文化財「大念寺鐘楼山門」などの貴重な文化財が数多くあります。先人たちが築き上げてきた文化財を末永く守り伝えていくことができるよう、文化財防火へのご理解とご協力をお願いします。

④消防局予防課 ☎23-2539